最終更新日：2015年7月1日
テックファームホールディングス株式会社
代表取締役社長CEO　永守　秀章
問合せ先：経営管理部　03-5365-7888（代表）
証券コード：3625
http://www.techfirm-hd.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を図るため、コーポレート・ガバナンスの強化が重要な課題であると認識し、経営における透明性の確保及びコンプライアンス遵守、経営効率の向上を重視した経営に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社TOKAIコミュニケーションズ	638,000	10.00
筒井　雄一朗	456,000	7.15
株式会社エクシング	320,000	5.02
小林　正興	318,000	4.98
株式会社読売新聞東京本社	264,000	4.14
株式会社ミライト	200,000	3.13
山村　慶子	194,000	3.04
志村　貴子	175,000	2.74
株式会社SBI証券	172,400	2.63
日本証券金融株式会社	145,100	2.17

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 上記大株主の状況は、平成27年3月31日現在の状況を記載しております。

2. 上記のほか、当社所有の自己株式317,800株（4.98%）があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期 更新	6 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	3 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換、意見交換を行い効率的な監査を実施するように努めております。
監査役と内部監査室は、監査計画、監査の実施状況を共有し、効率的な監査を行うとともに、定期的に相互の監査の状況について確認、討議等を行い連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小夫　みのり	税理士													
田中　好男	他の会社の出身者													
松澤　進	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小夫　みのり	○	小夫みのり税理士事務所	税理士として税務及び会社財務に関する高度な専門知識を有しており、会社経営を統轄する十分な見識を有していることから、当社のコーポレートガバナンスの強化、業務監督の充実、また、会計監査の充実のため、選任しております。また、上記選任理由に加え、独立役員として当社との関係項目に該当事項がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、当社の独立役員として指定しております。
田中　好男		―――	経営者としての幅広く高度な見識と豊富な経験を有していることから、当社の監査業務の充実のため、選任しております。
松澤　進		公認会計士松澤進事務所 所長 税理士法人ファースト会計事務所 代表社員 有限会社e-report 取締役 株式会社リアリスティックマグナムズ 監査役 一般社団法人日本介護支援専門員協会 監事 ブローディア・プライベート投資法人　監督役員	公認会計士及び税理士として企業会計及び会社財務に関する高度な専門知識を有しており、また、経営者としての幅広く高度な見識と豊富な経験も有していることから、当社の監査業務の充実のため、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の向上に資することを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

（1）平成17 年10 月27 日開催の定時株主総会において、旧商法第280 条ノ20 及び第280 条ノ21の規定に基づく新株予約権を無償で発行することを決議し、平成18年８月１日及び平成18 年９月７日に付与いたしました。

（2）平成23年10月21日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権を特に有利な条件で発行することを決議し、平成23年11月１日に付与いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社取締役及び従業員に対して、業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の向上に資することを目的として、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成26年７月期における取締役及び監査役に対する報酬は以下のとおりであります。
取締役（４名）に支払った報酬総額　103,989千円（うち社外取締役 0千円）
監査役（３名）に支払った報酬総額　11,400千円（うち社外監査役 11,400千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。
取締役の報酬額は、経営状況、業績への貢献などを総合的に勘案して、取締役会に決議により決定し、監査役については、監査役の協議により決定しております。
なお、平成17年10月27日定時株主総会決議による取締役の報酬限度額年額200,000千円以内、平成18年10月26日定時株主総会決議による監査役の報酬限度額年額20,000千円以内であります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役をサポートする専従の担当者はおりませんが、事務連絡については経営管理部が行い、また情報の提供等については経営管理部及び内部監査室が適宜対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

＜会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等＞

（1）取締役会
当社の取締役会は平成27年７月１日現在、取締役３名によって構成されており、毎月１回定例で開催しております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては経営の基本方針、法令や定款で定められた事項、経営に関する重要な事項の決定を行っております。

（2）監査役会
当社は監査役制度を採用しており、平成27年７月１日現在、監査役は常勤監査役１名、非常勤監査役２名の計３名によって構成されております。
監査役は、取締役の職務執行や経営方針の意思決定の状況を監視するとともに、監査計画に基づく監査の実施や内部監査室及び監査法人との連携を図り、監査の充実に努めております。なお、社外監査役に関するサポート体制としては、サポートする専従の担当者はおりませんが、事務連絡については経営管理部が行い、また情報の提供等については、経営管理部及び内部監査室が適宜対応しております。

（3）経営会議
当社の経営会議は平成27年７月１日現在、取締役、執行役員により構成されており、毎月１回定例で開催しております。取締役会において決定された経営方針に基づく、より詳細な事業に係る報告、立案、討議等を行うとともに、取締役会決議事項以外の重要な事項について決議しております。

（4）内部監査室
当社は、取締役会直轄の内部監査室（１名）を設置し、内部監査計画に基づき、各部の業務監査、監査結果の取締役会への報告、被監査部門の改善結果の確認等を行っております。また、特に必要と認められる事項については、臨時監査を実施しております。

（5）リスク管理体制の整備の状況
当社では、プロジェクト管理、個人情報を含めた情報管理において特にリスクが内在していると認識しております。これらのリスクを軽減するために、各部門からの情報収集を実施し、経営会議等を通じて適切な施策を講じる体制となっております。

（6）顧問弁護士の状況
コンプライアンス及び重要な法的判断については、外部の弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けることが可能な体制を整え法令遵守に努めております。

（7）会計監査の状況
当社は、有限責任 あずさ監査法人と会社法及び金融商品取引法に基づく監査契約を締結し、会計監査を受けております。前事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名は次のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 斎藤昇
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小出健治

（8）取締役の選任の決議要件
当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う旨、定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨、定款に定めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、社外監査役３名による監査体制が経営監視機能として有効に機能すると判断し、監査役設置会社形態を採用のうえ、監査役会を設置しております。また、経営の意思決定機能と業務執行を監督する機能である取締役会は、取締役３名（うち社外取締役０名）で構成されており、経営判断の適正性と迅速な業務執行が可能な経営体制をとっております。
なお、当社の企業統治の体制は、事業規模等を勘案したものであり、効率的かつ効果的に機能すると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は6月であり、株主総会開催集中日は回避されていると考えております。
その他	開催場所を交通の便の良い会場に設定し、株主がアクセスしやすいよう配慮しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算及び本決算発表後に機関投資家向け説明会を実施しております。 また、これらに加え、四半期開示後にはアナリストの個別訪問を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上にIR専用サイトを設け、決算情報等の適時開示資料、有価証券報告書のほか、IRカレンダー等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する部署は経営管理部であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、インサイダー取引防止規程を制定し、内部情報の管理の徹底、インサイダー取引の未然の防止に努めるとともに、適時適切な情報開示を行うことを定めております

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制として、取締役会において次のとおり、決定し運用しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 取締役は、法令又は定款違反の事実、及びそのおそれがある事実を発見した場合には、速やかに監査役へ報告するとともに、取締役会において報告する。
(2) 内部通報制度を整備し、法令違反等の事前防止及び早期発見に努める。
(3) 取締役会が直轄する内部監査室が内部監査を実施し、取締役の法令又は定款違反、その他の不適切な行為を発見した場合には、直ちに取締役会に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 文書(関連資料及び電子媒体に記録されたものを含む。)やその他の情報管理に関する社内規程を整備し、これを遵守する。
(2) 文書の保存期間については、法令に定められているもののほか、社内規程に従い、業務上必要な期間保存する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 各種業務執行に関する社内規程を整備し、これを遵守することにより、事業リスクの把握と低減に努める。
(2) 情報セキュリティにおけるリスクについては、「情報セキュリティ基本方針」及び「個人情報保護方針」並びにそれらに基づいて策定された関連諸規程に従い、適切に管理する。
(3) 取締役会が直轄する内部監査室が内部監査を実施し、法令又は定款違反、その他の事由に基づく損失の危険がある行為を発見した場合には、直ちに取締役会に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 組織の構成と各組織の業務分掌と責任・権限を明確にする組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程を整備する。
(2) 取締役会を毎月１回開催し、法令や善良な管理者の注意義務等に基づき重要事項の決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告する。また、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
(3) 取締役は、社内の重要会議等に出席し、各部署の状況を的確に把握するとともに、取締役会における判断材料の収集に努める。
(4) 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制度を採用する。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) グループ倫理憲章及び就業規則において、法令や社内規程の遵守について定め、その必要性及び重要性を周知する。
(2) 内部通報制度を整備し、法令違反等の事前防止及び早期発見に努める。
(3) 取締役会が直轄する内部監査室が内部監査を実施し、使用人の法令又は定款違反、その他の不適切な行為を発見した場合には、直ちに取締役会に報告する。
6. 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
グループ管理規程を整備し、子会社の自主性を尊重しつつ、当社における承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングする。
(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a グループ管理規程に基づき、子会社において法令又は定款違反、その他の事由に基づく損失の危険がある行為が発見された場合には、発見された危険の内容とそれがもたらす損失の程度等について、直ちに取締役会に報告する。
b 取締役会が直轄する内部監査室が子会社に対する内部監査を実施し、法令又は定款違反、その他の事由に基づく損失の危険がある行為が発見された場合には、発見された危険の内容とそれがもたらす損失の程度等について、直ちに取締役会に報告する。
(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督するとともに、子会社における意思決定について、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。
(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a 子会社に対し、その役職員へのグループ倫理憲章の周知徹底を要請し、当社グループ全体としての統制環境の醸成に努める。
b 取締役会が直轄する内部監査室が子会社に対する内部監査を実施し、取締役等及び使用人の法令又は定款違反、その他の不適切な行為を発見した場合には、直ちに取締役会に報告する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数及び求められる資質について、監査役と協議の上、適切に対応する。
8. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)補助使用人が監査業務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、監査役以外からの指揮命令は受けない。
(2)補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重する。
9. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
10. 取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
取締役及び使用人は、法令及び規定に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役に報告する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役との協議により決定する方法によるものとする。
11. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
(1) 子会社の取締役等及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、当社の子会社管理担当部署に報告する。
(2)子会社の取締役等又は使用人から報告を受けた事項について、当社の子会社管理担当部署が当社の監査役に報告するべき事項及びその方法は、取締役と監査役との協議により決定する。
(3)内部通報制度の適用対象に子会社を含め、子会社における法令、定款、又は社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかる通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。
12. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1)当社は、監査役に報告をした者について、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。
(2)監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。
13. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
14. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席することができる。
(2)監査役は、必要に応じて会計をはじめとした各種業務資料や情報システム、内部監査資料等を閲覧することができる。
(3)監査役が、内部監査室や会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に情報の交換を行うための場を設ける。

15. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
(1)当社は金融商品取引法の定めに従い、業務プロセス及びそこに内在するリスクと統制の分析を実施し、健全な内部統制環境の構築と、全社レベル及び業務レベルにおける統制活動及び評価体制の有効性維持に努め、財務報告の信頼性と適正性を確保する。
(2)取締役会が直轄する内部監査室が内部監査を実施し、財務報告の信頼性と適正性を損なう危険がある行為を発見した場合には直ちに取締役会に報告する。
16. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
(1)当社は反社会的勢力排除に向けたガイドラインを策定し、取締役及び全従業員に周知し、これを遵守させる。
(2)顧問弁護士等の専門機関との緊密な連携関係を構築し、有事において組織的に対応できる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けたガイドラインを策定し、取締役及び全従業員に対して反社会的勢力排除に関する確認書の提出を義務付けております。
また、顧問弁護士との緊密な連携関係を構築しており、有事には当社経営管理部が全社を統括し、毅然とした態度で対応できる体制を整備しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【コーポレート・ガバナンス体制の概要】

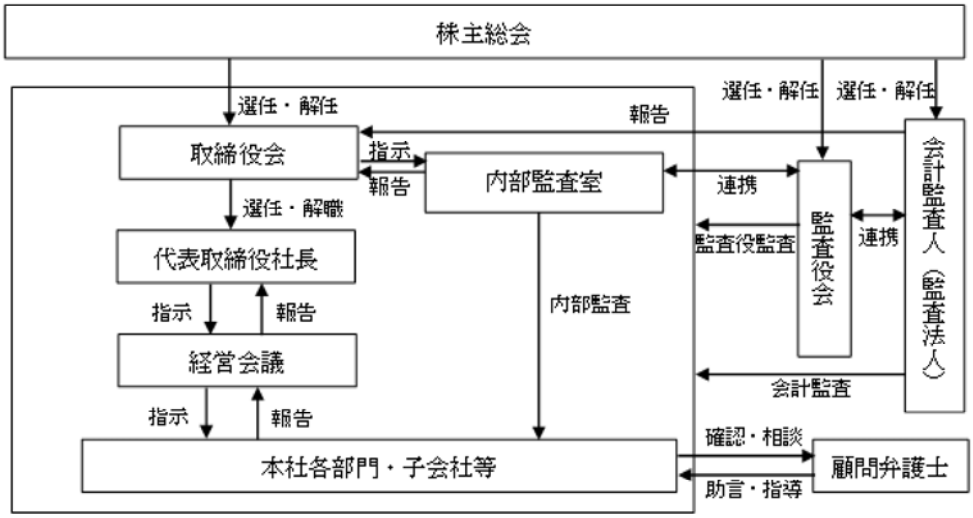

【適時開示体制の概要】

